

発行/松戸市 編集/市民安全課

〒271-8588 松戸市根本387の5

☎047-366-7285 FAX047-366-7615

✉mcanzen@city.matsudo.chiba.jp

URL https://www.city.matsudo.chiba.jp/



松戸市民が狙われています!

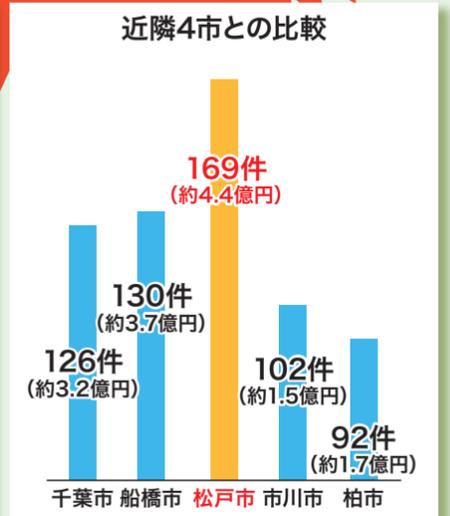
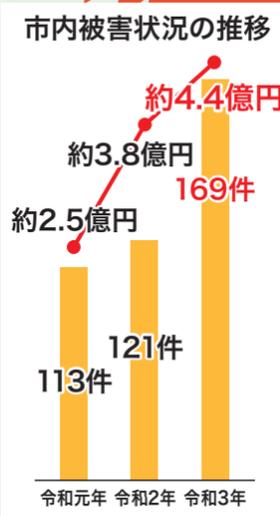
電話de詐欺にご用心

市内の年間被害が

過去最悪に... 2面をチェック

令和3年中の松戸市内の電話de詐欺被害は

169件 約4億4,000万円



「還付金がある」「ATMを操作して」「カード預かります」

さっそく 取り組む 詐欺対策!

県内では、本市の被害がダントツで多くなっています。松戸市民が狙われていることは明らかです。一人ひとりが対策をとるとともに、被害に遭いそうな人に積極的に声をかけるなどして、松戸市全体で詐欺被害を防ぎましょう。

~日常の防犯意識を高めよう~

電話de詐欺 撃退シールを全戸配布します

電話de詐欺防止に対する意識を高め、市民一丸となって詐欺被害防止に取り組んでいただくため、市内全世帯に撃退シールを配布します。不審な電話がかかってきても慌てず冷静に対応できるよう、電話機や電話帳、通帳ケースなど目に付くところに貼っておきましょう。

配布時期 3月11日(金)から 配布方法 ポストに順次投函します



~安心できる電話機にしよう~

電話de詐欺 撃退機器 を取り付けます

市では、詐欺の被害を防止するため、「電話de詐欺撃退機器」(自動通話録音機)の設置を促進しています。

犯人は声の録音を嫌がり、巧い言葉にだまされないために、犯人との会話を事前に防ぎましょう。

申込受付時に設置日を調整し、ご自宅の電話機に取り付けに伺います。少しでも興味のある方は、お気軽にお申し込みください。



防犯のため録音されています

対象 市内在住の市税を滞納していない65歳以上の世帯

費用 2,000円(設置時のみ)

申 電話でネコサポコールセンター(☎0120-5454-25)または直接ネコサポステーション(三ヶ月店・テラスモール松戸店)へ

※本事業は、市との委託契約により、(株)ヤマト運輸が運営するネコサポステーションが申込受付を行い、スタッフが直接ご自宅に設置に伺います。 ※市やネコサポステーションから、機器設置の電話をかけることはありません。

使い方は簡単!

ステップ1

電話がかかってくると、撃退機器が自動で応答。「この通話内容は、防犯のため録音されています」

ステップ2

(ブルブルル...) 電話の着信音が鳴るので、受話器を取って、いつもの通りの通話ができます。

ステップ3

会話の内容が自動で録音されます。 ※録音された音声を消去することも可能です。

市役所職員や警察官等が、現金やカードを預かったり、ATMを操作させることは、絶対にありません!

みんなで防ぐ3か条

みんなで防ぐ、松戸市民はだまされない!

1 不審な電話が来た時は、すぐに誰かに相談しましょう!

- 電話、メール、はがきで「お金」「キャッシュカード」の話が出たとき
- 知らない番号から電話がかかってきたとき
- すぐに対応を求めてきたとき



2 身近な高齢者と一緒に対策を考えましょう!

- 留守番電話設定や詐欺撃退機器を設置する(1面をチェック)
- 緊急時の連絡先を確認(メモ)しておく
- 最近の詐欺の手口について話し合う

3 こんな高齢者を見かけたときは、声かけや警察への通報を!

- 携帯電話をかけながらATMを利用している
- 銀行やコンビニの周りで慌てていたり、落ち着かない様子である
- 振込先をメモに書いている

こんな手口に要注意

市役所の保険課です

還付金詐欺

- 「保険料の**還付金**があります」
- 「医療費を**払いすぎ**ています」
- 「**ATM**で手続きができます」
- 「職員が**直接受取り**に行きます」
- 「**今日中に**手続きが必要です」



肩書きにだまされない

市役所職員、警察官、大手百貨店、銀行協会などを名乗る手口が増えていきます。肩書きだけで信用せず、お金やカードの話は詐欺を疑ってください。

警察です

預貯金詐欺

- 「あなたの**カードが悪用**された」
- 「カードを**預かります**」
- 「**封筒**にカードを入れて下さい」
- 「**暗証番号**を教えてください」
- 「**偽札**かどうか確認させて」



犯人は男性1人、とは限らない

中高年の女性に関わっていたり、警察官や弁護士を名乗る複数人が関わる巧妙な手口もあります。

おばあちゃん、助けて

オレオレ詐欺

- 「**電話番号が変わった**」
- 「会社の**カバンを紛失**した」
- 「**会社に損害**を与えてしまった」
- 「同僚が**代わりに**取りに行く」
- 「今すぐ**現金**が必要」



1人で対応しない

誰かに相談したり、ゆっくり考えたりする時間を与えないように指示してきます。冷静になるために相談することが大切です。

犯罪に関する情報を発信しています

松戸市安全安心メール

市では、スマートフォン・携帯電話・パソコンなどに犯罪・災害情報などをメールで配信しています。新型コロナワクチン予防接種にかかる最新情報も配信していますので、ぜひご登録ください。

松戸市安全安心メール

検索

配信内容

- 犯罪 ● 交通安全 ● 不審者 ● 防災 ● 災害 ● 大気環境
- 生物 ● 行方不明高齢者 ● 感染症関連 (新型コロナウイルス関連情報を含む。)

ちば安全・安心メール

千葉県警察では、各警察署から、身近で発生した犯罪の発生情報をメールで配信しています。電話de詐欺の具体的な手口や内容も配信しています。最新の情報を防犯対策に役立てましょう。

犯罪発生マップ

市では、松戸警察署・松戸東警察署から提供された情報に基づき、「松戸市犯罪発生マップ」を作成しています。市全体の犯罪発生状況のほか、地域や地区ごとの状況を示しています。掲示板や市ホームページで見ることができます。お住まいの地域ではどのような犯罪が発生しているか、確認してみましょう。



市ホームページ



県警ホームページ



市ホームページ

令和3年4月1日施行

「千葉県犯罪被害者等支援条例」が制定されました

犯罪の被害に遭われた方やそのご家族の皆さんが、再び平穏な生活を送れるよう支援し、社会全体で支えていくため、「千葉県犯罪被害者等支援条例」が制定されました。犯罪被害者の方々へのご理解やご配慮にご協力をお願いします。

犯罪被害者等のための相談窓口

- 公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター
☎043-225-5450 (相談全般)
☎043-222-9977 (性犯罪・性暴力被害)
- NPO法人千葉性暴力被害支援センターちさと
☎043-251-8500
- 千葉県警察本部 相談サポートコーナー ☎043-227-9110 (#9110)



犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギョッとちゃん」

松戸・松戸東警察署からのお知らせ

クロスボウ(通称:ボウガン)は

所持禁止になります

銃砲刀剣類所持等取締法の改正により、令和4年3月15日以降、クロスボウ(通称:ボウガン)の所持が原則禁止・許可制となります。

これに伴い、千葉県警察では、無償でクロスボウの引き取りをしています。引き取りを希望する人は、最寄りの警察署にご連絡ください。



☎ 松戸警察署 ☎369-0110、松戸東警察署 ☎349-0110

飲酒運転は絶対に しない! させない! 許さない!

飲酒運転は
犯罪です!



飲酒運転による交通事故は年々減少しているものの、令和3年6月には千葉県八街市で飲酒運転のトラックにより小学生が死傷するなど、依然として飲酒運転による悲惨な交通事故は後を絶ちません。

千葉県では、令和4年1月1日から「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」が施行されており、飲酒運転への対策が一層強化されています。

皆さん一人ひとりが**飲酒運転を「しない・させない・許さない」**という強い意志を持ち、飲酒運転を根絶しましょう。

「ハンドルキーパー運動」にご協力ください

「ハンドルキーパー運動」とは、グループが自動車で飲食店などに行き飲酒する場合、グループの中でお酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人はお酒を飲まずに、飲食後、仲間を安全に自宅まで送り届けるという飲酒運転防止運動です。



酒酔い運転

酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができない恐れのある状態）で車両などを運転する行為。

無条件で

免許取消し（欠格期間3年）

違反点数 35点
5年以下の懲役または
100万円以下の罰金

酒気帯び運転

呼気中のアルコール濃度が1リットルあたり0.15mg以上含まれる状態で運転する行為。0.25mg以上含まれている場合はより重い行政処分が下される。また、0.15mg以下であっても、運転に支障をきたしている場合には、酒酔い運転と判断されることがある。

0.25mg/ℓ以上

免許取消し（欠格期間2年）

違反点数 25点
3年以下の懲役または
50万円以下の罰金

0.15mg/ℓ以上0.25mg/ℓ未満

免許停止（欠格期間90日）

違反点数 13点
3年以下の懲役または
50万円以下の罰金

自転車マナー・ルールを守りましょう!

自転車は誰でも利用できる身近な乗り物として、多くの人々が利用しています。そのため、歩行者感覚のまま運転する人が非常に多く、車道の右側を走行（逆走）したり、歩道上でスピードを出して走行するなど、危険な運転が大きな事故の原因となっています。

自転車は道路交通法では軽車両に位置づけられており、事故を起こせば責任を問われ、自動車と同じように刑事的な罰則や民事的にも損害賠償請求をされる可能性があります。ルールを守り、自転車事故を防止しましょう!

市内の自転車事故発生状況

市内の過去5年間の交通事故発生状況を見ると、事故の件数自体は減少傾向にあるものの、自転車乗車中の事故は毎年約30%を占める高い割合のまま推移しています。

対象年	自転車事故発生件数(件)	交通事故発生件数(件)	自転車事故の割合(%)
平成29年	363	1,249	29.1
平成30年	445	1,380	32.2
平成31(令和元)年	395	1,229	32.1
令和2年	329	1,008	32.6
令和3年	315	1,012	31.1

守ろう!ちばサイクルール

自転車に乗る前のルール

- 1 自転車保険に入ろう
- 2 点検整備をしよう
- 3 反射器材を付けよう
- 4 ヘルメットをかぶろう
- 5 飲酒運転はやめよう



千葉県PRマスコットキャラクター「チーバくん」

自転車に乗るときのルール

- 1 車道の左側を走ろう
- 2 歩いている人を優先しよう
- 3 ながら運転はやめよう
- 4 交差点では安全確認をしよう
- 5 夕方からライトをつけよう

※ちばサイクルールとは、「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の施行を契機に、千葉県が自転車安全利用のルールを10項目にまとめたものです。

令和4年7月から 自転車保険の加入が義務化されます!

千葉県では、「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が改正され、令和4年7月1日から、千葉県内で自転車に乗る場合には自転車損害保険等へ加入することが義務となります。

自転車で重大事故を起こすと、高額な賠償金を請求されるケースがあります。「被害者の保護」と「加害者の経済的負担軽減」のために、自転車保険に加入しましょう。

個人賠償責任保険

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負うことになった場合に損害賠償額が補償される保険です。

TSマーク 付帯保険

自転車安全整備店で購入または点検整備をした自転車に貼られる「TSマーク」に付いている保険です。個人賠償責任保険と異なり、自転車そのものに保険が掛けられているので「TSマーク」が貼られた自転車で起こしてしまった事故について補償されます。保険期間は1年間ですが、再度点検整備を受けると保険期間を更新することができます。



赤色TSマーク
1億円
(補償限度額)



青色TSマーク
1,000万円
(補償限度額)

自転車事故の高額賠償事例

損害賠償額 約5,400万円

男性が昼間の時間帯、信号無視をして速いスピードで交差点に進入し、青信号で横断歩道を横断中だった女性と衝突。女性は頭部に重傷を負い、11日後に死亡した。

損害賠償額 約9,500万円

小学5年生の少年が夜間、自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路で歩行中の女性と正面衝突。女性は頭の骨を折るなどし、意識不明の重体となった。



松戸市防犯協会連合会会長・恩田忠治氏が 秋の褒章「藍綬褒章」を受章



恩田氏は、昭和59年に本市防犯指導員に委嘱されて以降、長年にわたり地域防犯活動に取り組んでいます。馬橋交番管内防犯協会の会長をはじめ様々な場面でリーダーシップを発揮しており、平成21年からは松戸市防犯協会連合会会長として、地域の安全で安心なまちづくりに力を注いでいます。

毎月15日 犯罪ゼロの日キャンペーン

毎月15日の「犯罪ゼロの日」に、市・防犯協会・警察が連携して、市内の公園などで防犯・交通安全キャンペーンを開催しています。

最新の犯罪手口に関する防犯講話のほか、自転車用ひたくり防止かごカバーの取り付けや防犯対策グッズの配布をしています(15日が土・日曜、祝・休日の場合はその前の平日に開催)。ぜひお越しください。

時間 10時～10時30分
会場 市内の公園など(雨天中止)
定員 先着100人(1人1個)

※かごカバーはカバーを取り付ける自転車であらゆる人にのみ配布します。市ホームページ
 ※各月の開催場所は市ホームページと広報まつどでお知らせします。





キャンペーンの様子
ひたくり防止かごカバー

マナーを守る人の住むまちへ

市では、犯罪やめいわく行為が起こらない住みやすいまちを目指して「松戸市安全で快適なまちづくり条例」を制定しています。安全で暮らしやすいまちを実現するためには、皆さんの協力が必要です。

市内全域の公共の場所で 禁止されている迷惑行為

- ポイ捨て
- 落書き
- 犬、猫のふんの放置
- 置き看板などを道路に置く行為
- ピンクビラの掲示、配布
- 通行を阻害して行う営利目的の路上宣伝行為
- 客引き行為等



喫煙者の皆様へ

- 重点推進地区内での喫煙は禁止されています
- 市内全域でポイ捨ては禁止されています
- 歩きたばこは危険ですので絶対にやめてください

※市内7駅(松戸・新松戸・八柱・東松戸・北松戸・馬橋・北小金)周辺が、重点推進地区に指定されています。
 ※重点推進地区内の公共の場所で喫煙又はポイ捨てをした場合は、直ちに過料2,000円が適用されます。
 ※健康増進法により、喫煙者には、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮する義務があります。

NO!客引き NO!スカウト

相手方を特定し、積極的に客を誘う客引き行為やサービスへの従事に誘い込むスカウト行為などは、条例で禁止されています。声をかけられても絶対について行かないことで、客引き行為等のない快適なまちをつくりましょう。



「客引きしない宣言店」ステッカー

みんなでつくる 安心のまち

3月は「子どもを見守るパトロール強化月間」です

まちの安全は、地域の多くの方々の活動や市民一人ひとりの協力に支えられて実現しています。普段の生活の中での見守り活動が、子どもたちの安全を守ります。地域の方と声をかけ合い、地域ぐるみで安全で安心なまちをつくっていきましょう。



防犯活動用品を貸し出します

市では、5人以上で防犯活動を行っている団体に防犯用品を貸し出しています。希望する団体は、市民安全課に申請してください。

貸与物品

- 防犯のぼり旗各種
 - パトロール用
 - 空き巣防止用
 - ひたくり防止用
 - ちかん防止用
 - 電話de詐欺防止用
 - 車上ねらい防止用
 - 登下校注意用
- のぼり旗用ポール
- 青色回転灯(着脱式)
- 青色回転灯車両用シール
- たすき
- 反射ベスト(青)
- 腕章
- 誘導灯(青)

※青色回転灯を車両に装着する場合は警察の許可が必要です。

申請に必要なもの

- 申請書
- 活動計画書
- 実施者名簿



市ホームページ

「子ども110番の家」にご協力ください

子どもが何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭へ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動です。

活動内容

- 助けを求めてきた子どもの保護
- 110番通報、学校、家庭への連絡
- 日常生活で発見した危険箇所の連絡




市民参加型街頭防犯ネットワークカメラ事業 に参加しませんか

この事業は、住宅街などの治安向上を図るため、市民の皆さんのご自宅や市内の事業所に、お使いのインターネット環境を利用した防犯カメラを設置していただくものです。

事業の参加者には、工事費やカメラなどの機器類の費用を対象とした補助金制度があります。

主な参加条件

- 公道を撮影対象とすること
- 設置場所に高速インターネット回線(光回線など)を
開通していること
- 近隣に居住する方などの承諾を得ていること




市ホームページ

※設置者は画像を閲覧することはできません。
 ※撮影された画像データは市で管理する録画サーバに記録されますが、法令に基づく照会などを受けた場合を除き、外部へ提供することはありません。
 ※事業への参加を希望する場合は、事前に市民安全課へお問い合わせください。

掲載内容に関するお問い合わせは市民安全課へ
 ☎366-7285、FAX 366-7615、✉ mcanzen@city.matsudo.chiba.jp